

個人番号利用事務における本人確認の書類等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）の手続に係る個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める方法及び書類を定めるものとする。

(本人確認の方法)

第2条 本人確認は、別に定めるものがあるものを除き、法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「施行令」という。）第12条並びに規則第1条、第2条、第3条、第6条、第7条及び第9条に規定する本人であることが確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）の提示を求める方法により行う。

(本人確認書類)

第3条 本人確認書類は、別に定めるものがあるものを除き、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 規則第1条第1項第2号、第2条第2号、第7条第1項第2号で定める個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの 別表第1に掲げる書類
- 二 規則第1条第1項第3号のロ、第3条第2項第2号及び第9条第1項第2号で定める個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの 別表第2に掲げる書類

(同種の書類の提示)

第4条 個人番号利用事務実施者が二以上の書類の提示を受ける場合において、別表第2に掲げる同種の書類の提示は、認められないものとする。

別表第1（第3条関係）

書類
愛の手帳、身分証明書(写真付)、住民基本台帳カード（写真付）、社員証(写真付)、学生証(写真付)、資格証明書(写真付)、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、小型船舶操縦免許証、一時庇護許可書、仮滞在許可書、本人確認証（中国残留邦人等）、戦傷病者手帳、船員手帳その他江戸川区長が認めるもの

別表第2（第3条及び第4条関係）

書類
学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書、母子健康手帳、乳幼児医療証、子ども医療証、ひとり親家庭等医療費助成医療証、心身障害者医療費助成受給者証、公害医療手帳、被爆者健康手帳、自立支援医療受給者証、特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、大気汚染医療費助成医療券、特定疾病療養受療証、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）に基づく医療券、診察券（氏名及び住所又は生年月日の記載のあるものに限る。）、生活保護証明書、支援給付証明書（中国残留邦人等）、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、在所証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、在学証明書、成績証明書、江戸川区又は東京都から送付されるプレ印字申請書（特別障害者手当現況届、障害児福祉手当現況届、重度心身障害者福祉手当現況届、児童手当現況届、児童扶養手当現況届、児童育成手当現況届等）その他江戸川区長が認めるもの

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。